



令和5年4月1日から！



# 緑地・緑道などが 禁煙になります

調布市では市の公園や広場に加えて、**緑地・緑道なども禁煙となります。**  
市民の皆様を受動喫煙の被害から守り、誰もが健康に暮らせる街を実現する  
ため、ご協力をよろしく申し上げます。



## 調布市受動喫煙防止条例により 新たに禁煙となる場所

市内の緑地・緑道・崖線樹林地（国分寺崖線，布田崖線及び仙川崖線に位置するもの）

## 代表的な緑地・緑道

- ・野川橋緑地 ・菊野台3丁目緑地 ・染地せせらぎの散歩道
- ・染地小北緑地 ・若葉町2丁目緑地 ・仙川崖線緑地

※これ以外にも全ての緑地・緑道などが禁煙になります（裏面参照）。

スマートフォンのアプリ(Uni-Voice)でコードを読み取ると、内容を音声で聞くことができます↑





# 代表的な緑地・緑道

野川橋緑地  
菊野台 3-51 先



菊野台 3 丁目緑地  
菊野台 3-51 先



染地せせらぎの散歩道  
国領町 7-13-24 先



染地小北緑地  
染地 3-1-272 先



若葉町 2 丁目緑地  
若葉町 2-12-8



仙川崖線緑地  
仙川町 3-15-1・緑ヶ丘 2-25 先  
その他



これ以外でも、全ての緑地・緑道・崖線が禁煙となります。  
詳細は、下記URLまたはQRコードからご確認ください。

URL [https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1674715261553/index\\_k.html](https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1674715261553/index_k.html)



## ● 問合せ先 ●

緑地・緑道等の禁煙に関すること

調布市 緑と公園課 電話 042-481-7081

その他条例に関すること

調布市 健康推進課 電話 042-441-6100